

令和3年3月19日

保護者の皆様

県立深沢高等学校長

国における緊急事態宣言解除に伴う本校の教育活動について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、日頃から本校の教育活動について、ご理解、ご協力いただき感謝申し上げます。

さて、この度、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県を含む1都3県を対象区域とする国の緊急事態宣言が、令和3年3月21日をもって解除されることを受け、県教育委員会では、感染防止対策を徹底しながら段階を迫って対応することとなりました。

【緊急事態宣言解除後の教育活動に係る基本的な対応】

- 本県の感染状況、国の対処方針等を踏まえつつ、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続する。
- 生徒、教職員の感染が確認された場合、保健所による濃厚接触者の特定や消毒作業などの必要な対応が終了するまでは、臨時休業とする。
- 登校に不安を感じている生徒については、その出欠席について柔軟に対応するとともに学びの保障に取り組む。
- 朝の時差通学を当面の間は継続し、引き続き徹底する。授業については原則として通常の授業時間及び時間数（本校の場合、50分×6コマ）で実施する。
- 今後、感染状況により、必要に応じて短縮授業、分散登校等ができるように校長は、カリキュラム等の検討を進める。
- 解除後1か月程度の段階的緩和期間が継続される間は、感染リスクの高い活動を可能な限り避けた上で、学びを継続する。
- 段階的緩和期間が終了した後は、授業実施上の留意点を踏まえて実施する。
- 入学式については、感染防止対策を講じて実施する。
- 部活動については、段階的緩和期間中は、万全な感染防止対策を講じた上で活動する。感染リスクの高い活動は可能な限り避ける。県内の大会等の参加については、大会等の開催状況、感染症対策等を確認の上、校長の判断の下、その可否を決定する。全国大会、関東大会等については、今後、開催の有無を確認しながら、別途、校長は県教育委員会と協議の上、参加の可否を決定する。
- その後は、段階的緩和期間中の感染状況を踏まえ、感染症対策を講じながら「部活動再開のガイドライン」に基づき実施する。
- 修学旅行等については、長時間の移動、集団での宿泊による感染リスクがあることから、県内や旅行先の感染状況を見極め、延期も含め慎重に判断する。
- PTA活動については、PTA役員等とよく話し合った上で、感染防止対策を十分に講じて行う。
- 学校施設開放については、県民の健康的な生活を維持するため、学校施設開放は継続するが、不要不急の外出、特に夜間の外出を自粛する必要性を踏まえ、段階的緩和期間中の夜間（20時以降）における利用は、引き続き中止とする。

本校においては、8時50分の始業時刻及び9時05分の授業開始時刻は継続し、授業時間を50分に戻します。感染状況等により今後変更する場合は、改めてお知らせします。

なお、3月22日（月）及び23日（火）は、当初の予定どおり40分の短縮授業となります。

なお、不明なことや、心配なことなどがございましたら、遠慮なく学校までご連絡ください。

問合せ先
副校長 村田
電話 (0467)31-6601 (直通)